

吹田市強度行動障害受入れ事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、強度行動障害を有する障がい者（以下「強度行動障がい者」という。）の受入れを行う事業者に対し、予算の範囲内において、強度行動障害受入れ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において強度行動障がい者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（別表1による）が10点以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、法第5条第7項に規定する生活介護を行う市内の事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 強度行動障がい者のうち、別表1による行動関連項目の合計点が18点以上となる強度行動障がい者を2人以上受入れていること

(2) 強度行動障がい者の受入れのための施設改修を実施すること

2 前項の規定については、法第19条第1項の規定により本市が介護給付費の支給決定をした強度行動障がい者の受入れを行った事業に限る。

3 第1項第2号の規定については、交付決定を受けた年度内に完了する事業に限る。

(補助種別等)

第5条 補助種別、補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、他の補助金等の交付を受け、又は受けると見込まれる場合には、補助対象としない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 別表2における強度行動障がい者受入れ施設改修費補助にあつては、交付申請前に次に掲げる書類を添えて事前協議を行わなければならない。

- (1) 施設改修工事の見積もり書・平面図
- (2) 受入れ予定の強度行動障がい者の概要がわかるもの
- (3) 人員配置体制加算（Ⅲ）以上の取得がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、市長が指定する期日までに、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(変更交付の申請等)

第10条 補助決定者は、申請の内容を変更しようとするときは、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、当該年度の補助対象事業について、市長が指定する期日までに、吹田市強度行動障害受入れ事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (2) 次条又は第14条後段の規定に違反したとき。
 - (3) 第7条後段の、交付の決定について付した条件に違反したとき。
 - (4) その他この要領に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第13条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係) 行動関連項目

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. まれに支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

別表 2 (第 5 条関係)

補助種別	補助要件	補助額
強度行動障がい者受入れ加算	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）別表第 6 の 2 に規定する人員配置体制加算（Ⅲ）以上を取得し、かつ行動関連項目の合計点が 18 点以上の強度行動障がい者を 2 人以上受入れていること。	受入れた行動関連項目の合計点が 18 点以上の強度行動障がい者数に応じた下記の補助額 2 人 20,000 円／月 3 人 40,000 円／月 4 人 60,000 円／月 5 人以上 80,000 円／月
強度行動障がい者受入れ施設改修費補助	報酬告示別表第 6 の 2 に規定する人員配置体制加算（Ⅲ）以上を取得し、かつ強度行動障がい者を新たに受入れるために施設の改修工事を行うこと。	(1)対象経費 強度行動障がい者の受入れのために必要となる改修工事費（個室、トイレ、パーティションの設置等） (2)補助上限額 500,000 円 (3)補助金額 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額 又は補助上限額のいずれか少ない額

備考

強度行動障がい者受入れ施設改修費補助について、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。